

議案第8号

令和5年度野々市市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度野々市市の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	20,000 戸
(2) 年間総給水量	5,900,000 m ³
(3) 一日平均給水量	16,200 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管布設等事業	546,738 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		911,000 千円
第1項 営業収益		746,819 千円
第2項 営業外収益		164,180 千円
第3項 特別利益		1 千円

	支	出
第1款	水道事業費用	899,000 千円
第1項	営業費用	859,992 千円
第2項	営業外費用	37,008 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 397,000 千円は、過年度分損益勘定留保資金 240,999 千円、当年度分損益勘定留保資金 118,058 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,943 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	243,000 千円
第1項	企業債	91,900 千円
第2項	工事負担金	132,231 千円
第3項	他会計負担金	18,869 千円

	支	出
第1款	資本的支出	640,000 千円
第1項	建設改良費	546,738 千円
第2項	企業債償還金	93,262 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
上水道滅菌薬品購入	令和6年度	3,800千円
上水道電気工作物保安管理業務	令和6年度	700千円
上水道水質検査委託業務	令和6年度	8,400千円
上水道設備点検業務	令和6年度	2,200千円
上水道量水器購入	令和6年度	16,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
水道事業	91,900千円	普通貸借 又は 証券発行	6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用の各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,604千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、13,915千円と定める。

令和5年2月22日提出

野々市市長 栗 貴 章